

民事訴訟IT化のための本人サポートに関する要請書を、日弁連に提出しましたので、ご報告します。
(あわせて4月27日付FAXニュースもご覧ください)

日弁連は、本年5月18日に民事訴訟法等改正法が成立したことを受けて、同月20日に会長声明を発出し、IT技術の利用が困難な本人訴訟の当事者をサポートする「本人サポート」について、「基本方針」に則って取り組んでいく決意を表明しました。

変えよう！会では、この会長声明を受けて、以下のとおり要請しました。

要 請 の 趣 旨

- 1 民事裁判のIT化によって本人サポートの整備が必要になるならば、それは国の責務であることを明確に主張すること。
- 2 改正法の成立によってIT化に伴う法制度の見直しの方向性が明確になった現時点において、弁護士会による本人サポートの要否及び内容を、改めて検討し、その検討状況を各単位会及び関連委員会に開示して意見照会すること。
- 3 基本方針取りまとめの際の確認事項に則り、本人サポートは全国一律に提供するものでないことを対外的に明らかにするとともに、各単位会に対して、本人サポートを提供することの可否、提供する場合の内容について意見照会すること。
- 4 改正法においては、民事裁判手続IT化に伴って国民の裁判を受ける権利に「支障」が生じず、従って「支障」を除去するための本人サポートが必要ない旨を、対外的に明らかにすること。
- 5 基本方針に則り、IT化された民事裁判における非弁行為防止の方法を早急に検討し、その検討結果を明らかにすること。
- 6 本人サポートの提供によって弁護士及び弁護士会に生じる不利益を検討し、その検討状況を広く弁護士会及び弁護士に対して開示すること。

現在の改正法の下で、本人は紙で裁判できるのに、本人サポートは必要でしょうか？
当事者本人に余計な費用と手間、負担をかけるだけではないでしょうか？
弁護士と弁護士会の負担は大きすぎないでしょうか？
このような問題について日弁連執行部が密室で決めることは許されません。
ですから、改正法が成立したいま、本人サポートをすべきか、できるのか等について、単位会と関連委員会に意見照会するよう要請しました。

【カンパ先口座】三井住友銀行伊丹支店 普通預金「5055933」 「変えよう会 会計 武本夕香子」

カエヨウカイ カイケイ タケモトユカコ

「変えよう！会」のメーリングリストにぜひご登録ください！

お名前・所属単位会・登録期をご明記の上、件名「変えよう！会ML」で tsai676@nifty.com にメールをいただければ幸いです。変えよう！会ホームページは<http://www.change-nichibenren.com/>



チェンジ日弁連

